経済産業関係 令和4年度税制改正のポイント

令和3年12月24日、令和4年度税制改正大綱が閣議決定されました。本稿では、経済産業関係の税制改正のポイントをご紹介します。

詳細につきましては、経済産業省の右記ホームページをご 覧ください。



1.「成長と分配の好循環」の実現に向けた税制措置

(1) 企業の賃上げを促進する税制措置の抜本強化(賃上げ促進税制)

• 「成長と分配の好循環」の実現に向けて、企業の稼ぐ力を高め、その収益を従業員に還元するよう 賃上げを促進することが重要。そのため、賃上げ税制を抜本的に強化し、①資本金1億円超の大 企業については、継続雇用者の給与を前年度比で3%以上増加させた場合に給与増加額の15%を 税額控除(同4%以上かつ教育訓練費20%以上増加で最大30%の税額控除など)、②中小企業につ いては、雇用者全体の給与を前年度比2.5%以上増加させた場合に給与増加額の30%を税額控除(か つ、教育訓練費10%以上増加で最大40%の税額控除など)できる制度とする。

|(2) オープンイノベーションの促進|

• ウィズコロナ・ポストコロナの世界を見据え、大企業等とスタートアップ企業の連携・協業(オープンイノベーション)の重要性が一層高まっている。こうした動きを加速化するため、大企業等からスタートアップ企業への出資に対して「所得控除25%」を措置するオープンイノベーション促進税制について、研究開発比率が一定以上等の要件を満たす場合は設立15年未満の企業も対象とする等の拡充を行い、制度を延長する。

|(3) 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた5G税制の見直し・延長|

• 5 Gは地域の課題解決に資する重要な通信インフラであり、「デジタル田園都市国家構想」の実現にも必要不可欠。5 G税制について、リアルタイム通信などの5 Gの特徴を最大限発揮する新たな技術等の要件化や特に地方での基地局整備を加速化するための見直しを行った上で、適用期限を3年間延長し、税額控除率を最大15%から階段状にすることで、今後3年間での集中的な整備を促進する。

2. コロナ禍の経済情勢に対応する中小企業・小規模事業者の事業継続・成長への支援

(1) 交際費課税の特例措置の延長

• 中小企業の販路開拓・販売促進等に必要な交際費について、800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置を延長する。

(2) 少額減価償却資産の特例措置の延長

• 事務負担軽減やデジタル化促進のため、中小企業が取得する30万円未満の少額設備投資 (PC・タブレットなどの情報通信機器等) について、年間300万円まで即時償却を可能とする特例措置を延長する。

(3) 土地に係る固定資産税の経済状況に応じた措置

• 土地(商業地等)に係る固定資産税について、令和4年度は、課税額が上昇する土地について、税額上昇分を半減する措置を講じ、税負担の増加を緩和する。

(4) コロナ禍等を踏まえた事業承継税制に関する所要の措置

• 中小企業向けの法人版事業承継税制において、コロナ禍による事業承継への影響を考慮し、2023 年3月までとされている特例承継計画の提出期限を1年延長する。

3. カーボンニュートラル実現とエネルギー安定供給確保の両立に向けたエネルギー・環境政策の再構築

(1) ガス供給業・電気供給業の収入金課税の見直し

- 小売全面自由化が行われ、2022年には導管部門が法的分離することを踏まえ、ガス供給業(製造・小売事業)における収入金課税について、中小ガス事業者に加え、中堅ガス事業者は、一般の事業と同様の課税方式に見直す。また、大手ガス事業者等は、収入金課税の4割を見直し、一般の課税方式(付加価値割+資本割)を組み込む。なお、その課税のあり方については、今後も引き続き検討する。
- 2020年に一部見直しを実施した電気供給業における法人事業税についても、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、課税方式の更なる見直しを引き続き検討する。

(2) エネルギー・鉱物資源の確保、再エネ投資の促進

- エネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、国内外の持続的な鉱業活動や資源投資を促進するため、 海外投資等損失準備金制度の延長に加え、減耗控除制度の一部見直しを行った上で制度を延長す る。
- また、引き続き再生可能エネルギーの導入を促進すべく、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置を延長する。

|(3) 自動車関係諸税の課税のあり方の検討|

• 次のエコカー減税等の期限到来時に、自動車関係諸税について、カーボンニュートラル実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について検討を行う。

4. 企業活動のグローバル化に対応した事業環境整備(国際課税)

• 2021年10月、OECD/G20を中心に、①市場国への課税権の配分、②グローバル最低税率課税 (15%) について最終合意が実現。今後の詳細設計や国内法化に当たっては、わが国企業等への過度な負担とならないように既存制度との関係などにも配慮しつつ、必要な検討を行う。